

高議第151号
令和5年5月31日

会派共用費届出公表書

高槻市議会議長 笹内和志



高槻市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定に基づき、同条例施行規則第5条第1項の規定により会派共用費の届出があったので、同条例施行規則第6条の規定に基づき、下記のとおり公表する。

記

会派名	会派構成員数	議員1人当たりから徴収する月額	会派として徴収する令和5年度(5月以降)の合計額
公明党議員団	7人	30,000円	2,310,000円

以上